

令和8年度出土遺物複製品等製作業務仕様書

(目的)

第1条 この仕様書は、鳥取県埋蔵文化財センター（以下、発注者）が委託する複製品等の製作業務の実施に当たって受託者が遵守すべき作業の仕様を定め、もって当該業務の適正な執行を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この仕様書において「監督員」とは、鳥取県埋蔵文化財センター所長（以下所長）の命令又は委任を受けて複製品等製作業務の執行について受託者を指示監督する者をいう。また「検査員」とは、所長の命令又は委任を受けて複製品等製作業務の執行について成果品を検査する者をいう。

(業務概要)

第3条 作業の名称及び概要は以下のとおりとする。

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 1 業務の名称 | 令和8年度出土遺物複製品等製作業務 |
| 2 複製品製作 | 点数 1点（別紙No.1 木製ハソウ（透かし孔作成時の小円柱2点含む）） |
| 3 模造複製品製作 | 点数 1点（別紙No.2 銅板） |
| 4 納入期限 | 平成8年12月25日（金） |
| 5 納入場所 | 鳥取県埋蔵文化財センター（鳥取市国府町宮下1260番地） |
| 6 検査員 | 鳥取県埋蔵文化財センター発掘事業室長 大野哲二 |

(作業内容)

- 第4条 別紙に示す木製ハソウについて、シリコンによる直接型取りにより複製品を複製するものとする。また、原資料は口縁部パーツと胴部パーツ2点の大きく3つに分割されているが、口縁部と頸部を実測図のとおり接合させる形とし、縦方向に2つに半割された状態で、内部も観察することができる形とする。
- 2 別紙に示す銅板については銅または同等の金属を使用して、見取り作業によって原資料に忠実な模造複製品を作成する。

(作業場所・日程)

- 第5条 原資料は基本的に移動させないものとし、型取りや整形・彩色などの作業は、鳥取県埋蔵文化財センター内の適切な環境下で実施する。
- また、作業にあたっては環境汚染の未然防止に努めるものとする。
- 2 作業の具体的な日程については、発注者と協議の上決めること。

(取り扱い)

第6条 対象物が優れた文化財であることを認識し、原資料の取り扱いは慎重に行うものとする。

(寸法)

第7条 寸法は原寸とする。

(材質)

第8条 材質は木製ハソウについては合成樹脂とし、銅板については銅または同等の金属を使用する。ただし、後に形態の変化が起こらないように万全の配慮をすること。

(直接型取りによる作製)

第9条 シリコンによる直接型取り法で複製品製作を行うものとする。

(1) 雌型取り

ア 発注者指定の場所にて、発注者との立会いの下、写真撮影などの資料調査を行うこと。なお、資料の取り扱いは、発注者が行うものとする。

イ 原資料の全体を錫箔で被覆し、型取り用のシリコンが直接触れないようにすること。

ウ 型の作成に当たっては、原資料を傷めないように、型の強度、分割に注意を払うこと。

エ 型取り後は原資料を清掃し、異状の有無を確認・記録すること。

(2) 成形

ア 加工性があり寸法安定性の高いエポキシ樹脂にて成形を行うこと。なお、型に合成樹脂を充填する際は、ガラスクロスとともに積層して複製品の強度を高めること。

イ 成形した樹脂成型品については、型の合わせ目や不都合な箇所の修正などの形状補修を行うこと。

(3) 彩色

ア 彩色作業の前に調色により色見本を作成すること。

イ 原資料と色見本を基準に、顔料、岩絵具及び水性アクリル絵具等を用いて実物同様の質感、色調を再現すること。ただし、後に退色が起こらないように万全の配慮をすること。

(模造複製品)

第10条 原資料と比較しながらの非接触での見取り作業によって作成。欠損部分や工具による加工痕等も忠実に再現する。

- ア 発注者指定の場所にて、発注者との立会いの下、法量計測や図化、写真撮影などの資料調査を行うこと。なお、資料の取り扱いは、発注者が行うものとする。
- イ 強度を考慮して、素材を選定し加工を行うこと。
- ウ 彩色作業前に、調色による色見本を作成し、原資料や色見本を基準に、顔料、岩絵具及び水性アクリル絵具等を用いて実物同様の質感、色調を再現すること。ただし、後に退色が起こらないように万全の配慮をすること。

(中間検査)

第11条 成形及び彩色の作業終了後、受託者の立ち会いのもと監督員が複製品と模造複製品の仕上がりについて中間検査を実施する。中間検査時において修正の必要が生じた場合は、速やかに修正を実施するものとする。

(成果品)

第12条 以下のものを成果品とする。

- 1 複製品・模造複製品(2点)
- 2 複製品・模造複製品に関する以下の写真を記録したCD-RもしくはDVD-R一式
※写真はjpeg形式、2048×1512ピクセル(300万画素)以上のデジタルデータとする。
- ア 複製品・模造複製品作製前の各原資料写真
- イ 複製品・模造複製品作製の各工程写真
- 3 複製品・模造複製品作製報告書(上記の全ての写真も含む。)一式

(成果品の検査の立会等)

第13条 検査は検査員が行い、合格したものを成果品とする。

- 2 成果品の検査は、監督員と受託者またはその代理人の立ち会いのもとで行うものとする。
- 3 検査終了後といえども、受託者の責に帰すべき事由による再度の修正の必要が生じた場合には、受託者の責任において直ちに修正を行うものとする。

(その他)

第14条 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、その都度両者協議の上、処理するものとする。